## 大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

令和二年五月二十八日

議院環境委員会

参

政府 は、 本法の施行に当たり、 次の事 項につい て 適 切な措置を講ずべきである。

石 綿 含有 建材 を使用 L た 建 築物 等  $\mathcal{O}$ 解 体 · 等 工 事 現場 に お ١ ر て 隔 離 場 所 周 辺  $\mathcal{O}$ 大 気濃 度 測 定 が 必 要とされ

7 1 ることに カゝ  $\lambda$ が み、 石 綿  $\mathcal{O}$ 濃 度 を 迅 速 に 測 定 する ため 0 方 法 Þ 測 定 結 果 0) 評 価 に 必 要 な 管 理 基 準 値 等

に つ ١, て、 現 に 義務 化 を 実 施 L て 1 る地 方 公 共 寸 体 等  $\mathcal{O}$ 事 例 を 参 考 に L て 調 査 研 究 を 行 \ \ \ そ 0 制 度化

について速やかに検討すること。

規 制 対 象となる解体 等 İ 事 が · 大幅 に 増 加 することが 見込まれ ることに カゝ  $\lambda$ が み、 関 係 省 庁 Þ 都 道 府 県 等

が 連 携 し、 建 築 物 石 綿 含 有 建 材 調 査 者 講習等 に ょ り 専門 性 を有する十分な 人 材 を 確 保するよう努めること。

三、 石 綿 に 係る 調 査 等の 信 頼性を担 保する ため、 事 前 調 査 及 び 作 業 後 0 確 認 0) 施 行 0 状 況 を踏 ま え、 第三者

に

よる

事

前

調

査

及

び

作

業後

 $\mathcal{O}$ 

確

認

 $\mathcal{O}$ 

実

施

ŧ

含め、

必要に

. 応 じ

て

対

策

を検

討

す

ること。

匹、 石 綿 に 係る 特 定 粉じ W 排 出 · 等 作 : 業 に お 7 て、 被 覆 等 O石 綿 0 除 去 以 外 0) 方 法 に ょ る 作 業 12 つ て ŧ 石

 $\mathcal{O}$ 飛 散  $\mathcal{O}$ 可 能 性 が あ る 場 合に は、 除 去  $\mathcal{O}$ 場 合と同 様 に、 隔 離 P 集じ  $\lambda$ 排 気 装 置 0 使 用 等 必 要 な 作 業方

法

綿

を法令上明確に定めるよう検討すること。

五、 石 綿  $\mathcal{O}$ 除 去 等 に 関 す る 作 業 0) 安 全 性と 信 頼 性 を 向 上 さ せ る た め、 特 定 粉 ľ  $\lambda$ 排 出 等 作 業 に あ た る 事 業 者

に 対 し、 本 法  $\mathcal{O}$ 周 知 及 び 施 行 に 係 る 技 術 的 情 報  $\mathcal{O}$ 提 供 に 努 め ること。

六、 解 体 等 工 事  $\mathcal{O}$ 規 制 に 関 し、 環 境 保 全 等  $\mathcal{O}$ 観 点 カュ ら、 環 境 省 厚 生 労 働 省 及 び 玉 土 交 通 省 等  $\mathcal{O}$ 関 係 省 庁 間

0) 連 携 を 強 化 L ょ ŋ 実 効 性  $\mathcal{O}$ あ る 石 綿 飛 散 防 止 対 策 を 行うこと。

七、  $\mathcal{O}$ 除 玉 去 民 を着 0 生活 実 E 0 推 安 全 · 進す ることにつ 安 心 を確 保 1 するた て、 め、 関 係 省 解 庁 体 間 等 及 工 び 事 地 に 方 お け 公 共 る石 団 体 綿 と 0) 飛 0) 連 散 携 0 な 防 どの 止 を 図 必 要な措 るととも 置 に、 を 討 石 す 綿

ること。

八、 に 材 ょ 0) 石 る 使 綿 石 用 含 綿 状 有 況 建 飛 材 散 を  $\mathcal{O}$ 容  $\mathcal{O}$ デ 防 易 ĺ に 止 に 把 タ べ 向 握 ] け で きるように て ス 万 0 全を期 周 知 などに すること。 するととも ょ り、 に、 建 築 物 把 握 等  $\mathcal{O}$ L た 所 情 有 報 者 Þ を 活 解 用 体 等 し、 を 行う 災 害 事 時 業 0 者 建 が 築 石 物 綿 0 含 倒 有 壊 等

九、 カコ 1 府 査 ら、 新 て 県 0 Ł が 対 た 国 行 規 象 に が 使 制 が 石 綿 7 す 権 下 = る 請 含 限 ユ 責 及 業 有 ア 者 務 び 成 に ル を 調 形 を 全 査 拡 板 う 大 等 整 権 す さ 備 限  $\mathcal{O}$ す ること を れ レ ることなどに 適 る ベ な 時 ル بخ ( が 3 適 周 切 建 辺 に 石 材 綿 が 住 法 ょ 民 必  $\mathcal{O}$ り、  $\mathcal{O}$ 要 飛 規 生 な 散 制 都 場 防  $\mathcal{O}$ 命 対 道 及 合 止 象 府 び  $\mathcal{O}$ は とな 身 た 県 届  $\mathcal{O}$ 体 8 出 ý, 職  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 員 安 あ 都 ま 全  $\mathcal{O}$ 0 道 た、 専 を た 府 門 確 現 県 都 場 知 保  $\mathcal{O}$ す 役 道 識 以 Þ る 外 割 府 ر ح が 県 対  $\mathcal{O}$ 応 解 大  $\mathcal{O}$ 報 に 能 幅 体 不 等 告 力 に 徴  $\mathcal{O}$ 拡 可 工 事 収 向 欠 大 さ 上 で 及  $\mathcal{O}$ に び 現 あ れ <u>\\</u> 努 場 る 入 め に 都 る 道 検 0

+ 解体等工事において、 石綿飛散の被害者となり得る周辺住 民との 間 に情報共有や意見交換が 行 わ れ るこ

とが安全な工 事 0) 実施  $\mathcal{O}$ ため に 重要となることから、 解体等工 事におけるリ ス クコミ ユ = ケ シ 彐 ンが 進

むよう必要な措置の検討を行うこと。

十 一 、 作 業基準 違 反等の 事 例  $\mathcal{O}$ 調 査 一分析 が、 今後の 規制の在り方の検討 のために 重 要であることから、 作業

基準違反等の事例の把握に努めること。

石綿含有 建 材 を使 用 し た 建 築物等の 解 体等工 事 0 増 加 に ょ り、 石 綿 飛 散 0) 危 険 性 が 層 高 まることか

ら、 石 綿 に ょ る 健 康被 害 救 済 制 度  $\mathcal{O}$ 施 行 状 況 を 把 握 す るとともに、 石 綿 関 係 0 疾 患 等 に 係 る 最 新 0 知 見

を収 集 し、 適切 な 救 済  $\mathcal{O}$ 実 施 に 向 け た必 要な 見 直 しを行うこと。

十三、本法附則第五条による施行後五年の見直し時期以前であっても、 必要に応じて本法の規定の施行状況

を踏まえ、 必要があると認める場合には、適宜適切に所要の措置を講ずること。

右決議する。